

特別法人事業税(令和4年4月1日から開始する事業年度)

区分	課税標準	税率
資本金1億円超の普通法人 (外形標準課税法人)	基準法人所得割額	260.0%
外形標準課税法人以外の普通法人	基準法人所得割額	37.0%
外形標準課税法人以外の特別法人	基準法人所得割額	34.5%
収入金課税法人(電気供給業(発電・小売・特定卸供給事業)を除く、ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業、保険業)	基準収入割額	30.0%
収入金課税法人(電気供給業(発電・小売・特定卸供給事業))	基準収入割額	40.0%
収入金課税法人(ガス供給業のうち一般ガス導管事業・特定ガス導管事業以外であってガス事業法に規定するガス製造事業者(※1))	基準収入割額	62.5%

※1 特別一般ガス導管事業者の供給区域においてガス事業法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用するものに限る。

※2 ガス供給業で上記表に記載されたもの以外の法人は所得割によって課税される。